

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

京田辺市長 上村 崇

市町村名 (市町村コード)	京田辺市 (262111)	
地域名 (地域内農業集落名)	大住 (松井・西八・東林・岡村・三野)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年8月29日 (第3回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

松井・西八地区については、ほ場整備事業が完了し、基盤整備が完成しているが、他の東林・岡村・三野地区については、水田は狭小、不整形であり、集落と介在する農地も多い。このため、都市近郊における優良農地の確保、土地の集団化等により担い手が農地を守れるようにすることを目指すため、ほ場整備等の検討が必要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

大住地区の松井、西八の105.5haについて既に基盤整備がなされている。農業生産は水稻と野菜作りが主体で昭和55年に実施した新農業構造改善事業の完了したところにおいては施設栽培が行われており、水稻となす・花菜などの輪作体系として土地利用を行う。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	301 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	165 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域農用地区域に加え、既に利用権設定が行われ、将来的に農業の継続が見込まれる農用地を中心に、設定する。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。 令和7年11月10日公告予定の農用地利用集積促進計画で、利用権が設定される農業振興地域内の農地を加える。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域における農業の将来の在り方の実現に向けて、農地中間管理事業を活用する。
(3)基盤整備事業への取組方針
圃場整備未整備地区において、担い手のニーズを踏まえ、農地中間管理機構関連農地整備事業の活用を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
兼業農家やホリデーファーマー、半農半Xが、地域農業の担い手となっていけるよう地域での話し合いを継続していく。 令和7年11月10日公告予定の農用地利用集積促進計画等により、新たに地域内の耕作者を「地域内の農業を
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☒ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

農地の効率的・総合的な利用を進めるため、「農地中間管理機構」を活用し、農地の利用権を調整し、担い手農家や認定農業者への農地集約を進める。
安定兼業農家が多い現状を踏まえ、担い手への農地の集積だけでなく、機械の共同利用、減農薬、スマート農業、耕畜連携などの推進にも取り組んでいく。
また、フラッグシップ輸出産地(宇治茶部会を中心とした輸出産地)として、輸出にも取り組んでいく。